

公 告

公共下水道篠木汚水7号幹線〔第2工区〕築造工事について、次のとおり制限付き一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項の規定に基づき公告する。

なお、本公告の入札は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施する。

平成21年4月1日

春日井市長 伊 藤 太

1 制限付き一般競争入札に付する事項

(1) 件名

公共下水道篠木汚水7号幹線〔第2工区〕築造工事

(2) 場所

春日井市東野町地内

(3) 工期

契約締結日の翌日から平成22年2月26日まで

(4) 工事概要

管路施設工

内径800mm管推進工 L-301.3m

マンホール設置工 2箇所

(5) 予定価格

120,096,900円（税込）

(6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（特別簡易型）の工事である。

2 制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本件工事の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成20年度及び21年度の春日井市入札参加資格審査申請者のうち、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者で、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を制限付き一般競争入札参加申込の日（以下「申込日」という。）から当該工事の落札決定までの間に、受けていないものであること。
- (3) 申込日から当該工事の落札決定までの間において、「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月13日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (4) 契約締結先となる本店又は営業所等（法第3条の規定に基づく許可を受けたものに限る。）を春日井市内に有し、当該本店又は営業所等が春日井市競争入札参加有資格者名簿に登載後、引き続き3年を経過していること。
- (5) 申込日に1年7か月を経過していない審査基準日の総合評定値通知書の土木一式工事の総合評定値が、契約先が営業所等の場合950点以上、本店の場合650点以上であること。
- (6) 法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で配置することができること。
- (7) 平成18年4月1日以降において、官公庁（国、地方公共団体、公社、公団及び事業団に限る。以下同じ。）発注の土木一式工事について元請として1件が4千万円（JV工事は、出資割合が20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。）以上の施工実績を有する者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (9) 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(2) 総合評価の方法

ア 評価値の算定方法

評価値は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札価格}$$

イ 配点

第2項の制限付き一般競争入札に参加する者に必要な資格を満たしている場合に標準点100点を付与するものとし、加算点の最高点は20点とする。

(3) 評価の基準

ア 企業の技術力

評価項目		評価基準	配点	満点
企業の施工能力	過去10か年度の同種工事の施工実績	同種実績2件以上	2.0	2点
		同種実績1件	1.0	
		同種実績なし	0.0	
	工事成績(1)	75点以上	1.5	1.5点
		75点未満72.5点以上	1.0	
		72.5点未満70点以上	0.5	
70点未満		0.0		
工事成績(2)	75点以上	1.5	1.5点	
	75点未満72.5点以上	1.0		

		72.5点未満70点以上	0.5	
		70点未満	0.0	
	過去10か年度における優良工事表彰	2件以上あり	2.0	2点
		1件あり	1.0	
		なし	0.0	
	ISO9000 シリーズ認証取得の有無	あり	1.0	1点
なし		0.0		
配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験(過去10か年度)主任(監理)技術者及び現場代理人の経験	同種実績2件以上	2.0	2点
		同種実績1件	1.0	
		同種実績なし	0.0	
	愛知県建設部発注の工事成績(過去5か年度の内1件)主任(監理)技術者及び現場代理人の経験	75点以上	3.0	3点
		75点未満72.5点以上	2.0	
		72.5点未満70点以上	1.0	
		70点未満	0.0	

イ 企業の信頼性・社会性

評価項目		評価基準	配点	満点
地域精進度・地域貢献度	市内における本店の有無	市内に本店あり	1.0	1点
		市内に本店なし	0.0	
	過去5か年度のボランティア活動の実績	市内で実績あり	2.0	2点
		県内で実績あり	1.0	
		上記以外	0.0	
	障がい者の雇用率	3.6%以上	2.0	2点
		3.6%未満1.8%以上	1.0	
		1.8%未満	0.0	
	市内在住者の雇用率	50%以上	1.0	1点
		50%未満	0.0	

	災害協定締結の有無	春日井市と締結あり	1. 0	1点
		春日井市と締結なし	0. 0	

4 入札参加申込

制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより、入札参加申込書に必要な事項を入力し、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加申込書](#)に必要事項を記入し、添付ファイルとして送信すること。

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成21年4月1日（水）から同月14日（火）午後4時まで

5 設計図書を示す場所及び日時

本工事に係る設計図書の縦覧及び配布を次のとおり行う。

(1) 縦覧場所

春日井市財政部管財契約課

(2) 縦覧期間

平成21年4月1日（水）から同月14日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 設計図書の配布

設計図書はMOディスクで配布する。希望者は、電子入札システムで入札参加申込書を送信後、平成21年4月14日（火）午後5時までに入札参加申込書受付票及びウィンドウズ初期化済MOディスク（640メガバイト以下）を財政部管財契約課へ持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着。なお必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。）にて申し込むものとする。

(5) 設計図書に対する質問又は回答

制限付き一般競争入札に参加申込をした者で設計図書に対する質問がある場合には、平成21年4月21日（火）正午までに春日井市上下水道部下水建設課へ文書により提出するものとする（必着）。質問に対する回答は、提出期限から7日以内に書面で通知する。

6 入札書の提出

電子入札システムにより、入札書に必要な事項を入力し、工事費内訳書を添付ファイルとして送信すること。

(1) 提出期間

平成21年5月13日（水）午前9時から同月14日（木）午後4時まで

(2) 開札の場所及び日時

春日井市財政部管財契約課

平成21年5月15日（金）午前10時15分

(3) 落札者の決定

落札者の決定は、第3項第1号のとおりとし、落札決定日は平成21年5月19日（火）とする。なお、落札決定については、落札決定後、入札参加者へ電子入札システムにより通知する。

7 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。

8 入札参加資格確認申請書等及び総合評価技術資料申請書等の提出

制限付き一般競争入札に参加申込をした者は、春日井市のホームページに掲載してある[事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書](#)及び関係書類（以下「資格確認申請書等」という。）並びに加算を受けるため必要となる総合評価技術資料申請書及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を次のとおり作成し、持参（日曜日及び土曜日を除く。）又は郵送（必着）により提出しなければならない。なお、提出された資格確認申請書等及び技術資料等は、申請者に返却しない。

(1) 資格確認申請書等

ア 提出書類

- ・事後審査型制限付き一般競争入札参加資格確認申請書
- ・建設業許可通知書の写し及び営業所ごとの営業業種一覧表の写し
- ・経営事項審査の総合評定値通知書の写し（申込日に1年7か月を経過していない直近のもので発行者の印影のあるもの）

- ・第2項第7号の工事を施工し、完成させた実績が確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 平成21年5月14日（木）午後4時

(2) 技術資料等

ア 提出書類

提出については、総合評価技術資料申請書を表紙とし、加算を受けようとする項目のみ提出するものとする。

	評価項目	評価基準	提出書類等
企業の施工能力	過去10か年度の同種工事の施工実績	平成10年度から19年度における同種工事の施工実績数を評価する。 *他の官公庁実績も対象とする。 *同種工事とは下水道大中口径管(800mm以上)推進工事とする。 *契約金額6,000万円未満の工事は、加算対象としない。 *JV工事は、出資割合20%以上の場合に限り、実績金額は、出資割合で按分後の金額とする。 *下請けの施工実績は認めない。	施工実績を確認できるもの（検査結果通知書の写し、履行証明書、工事实績情報システム（CORINS）竣工時登録データの写し等のうちいずれか一つ）
	工事成績（1）	平成19年度の春日井市発注の土木一式工事の成績の平均点 *JV工事は加算対象としない。	提出するものなし
	工事成績（2）	平成15年度から19年度までの愛知県建設部発注の土木工事業に係る工事の成績の平均点を県において確認 *JV工事は加算対象としない。	提出するものなし
	過去10か年度における優良工	平成10年度から19年度における表彰	確認できるものの写し

	<p>事表彰</p>	<p>を対象とする。</p> <p>*他の官公庁実績も対象とする。</p> <p>*JV 工事は、出資割合 20%以上の場 合、実績とみなす。</p>	
	<p>I S O9000 シリーズ認証取得 の有無</p>	<p>*契約先となる本店又は営業所等が 認証されていること。</p>	<p>認定書の写し</p>
<p>配 置 予 定 技 術 者 の 能 力</p>	<p>同種工事の施工経験（過去 10 か年度）主任（監理）技術者及 び現場代理人の経験</p>	<p>平成10年度から19年度における同種 工事の施工実績数を評価する。</p> <p>*他の官公庁実績も対象とする。</p> <p>*同種工事とは下水道大中口径管 (800mm 以上) 推進工事とする。</p> <p>*契約金額 6,000 万円未満の工事は、 加算対象としない。</p> <p>*JV 工事は、出資割合 20%以上の場 合に限り、実績金額は、出資割合で按 分後の金額とする。</p> <p>*下請けの施工実績は認めない。</p> <p>*現在属していない企業での実績も 認める。</p>	<p>○施工実績を確認できるもの（検 査結果通知書の写し、履行証明書、 工事実績情報システム（COR I NS）竣工時登録データの写し等 のうちいずれか一つ）</p> <p>○当該工事へ従事したことが確認 できるもの（技術者届の写し等）</p>

	愛知県建設部発注の工事成績 (過去5か年度の内1件) 主任 (監理) 技術者及び現場代理人 の経験	平成15年度から19年度に配置予定技 術者が担当した工事の成績を1件使 用する。 *業種・工種は問わない。 *現在属していない企業での実績も 認める。 *JV 工事は、代表構成員の場合のみ 実績とみなす。	○施工実績を確認できるもの(検 査結果通知書の写し、履行証明書、 工事实績情報システム(COR I NS) 竣工時登録データの写し等 のうちいずれか一つ) ○工事成績を確認できるもの(工 事成績評定結果通知書等の写し) ○当該工事へ従事したことが確認 できるもの(技術者届の写し等)
地域精通度・ 地域貢献度	市内における本店の有無		提出するものなし
	過去5か年度のボランティア 活動の実績	平成15年度から19年度に企業として 行った活動を対象とする。	確認できるものの写し
	障がい者の雇用率	障がい者の雇用率を評価する。	障害者雇用状況報告書の写し又は 障がい者雇用状況申請書(ホーム ページ掲載)
	市内在住者の雇用率	入札参加資格審査申請書提出時の常 勤従業員数に対する平成20年1月1 日現在の春日井市内在住の従業員数 の割合を評価する。	提出するものなし
	災害協定締結の有無	技術資料等の提出期限現在、春日井市 との間で締結した災害協定(加入して いる建設業関係団体を含む。)の有無 を評価する。	確認できるものの写し

イ 提出部数 1部

ウ 提出期間 平成21年4月1日(水)から同月14日(火)まで

エ 提出時間 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

オ 提出先 春日井市総務部総務課

9 入札の執行

- (1) 入札は電子入札システムにて行い、紙入札は原則行わない。
- (2) 工事費内訳書の提出がない場合及び第8項に規定する資格確認申請書等の提出が期限までにない場合は、無効とする。
- (3) 入札に参加する者が1者である場合においても、原則として入札を執行するものとする。
- (4) 入札の際に、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。
- (5) 入札の回数は、1回とする。

10 契約書作成の要否 要

11 入札の無効等

第2項の規定による入札参加者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに心得書等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、開札後に入札参加資格の確認を行い、資格無しと認められた場合は、事後審査型制限付き一般競争入札参加資格不適格通知書で資格のない旨通知する。

また、入札参加申込をした者であっても、申込後、指名停止措置を受け、入札時において指名停止期間中である者等入札時点において制限付き一般競争入札参加資格のない者の行った入札は、無効とする。

12 分割工事における諸経費の調整

本件工事は、公共下水道篠木汚水7号幹線〔第1工区〕築造工事との分割工事であるため、本件工事以外に上記分割工事を重複して受注した場合の諸経費については、契約締結後に受注した工事を合算して諸経費の調整を行い、減額が生じる場合は減額

の変更契約を行うものとする。ただし、本件工事の入札においては、諸経費調整を行わないものとして算出した金額を入札書に記載するものとする。

なお、変更契約の手続きについては、春日井市工事請負契約約款第 24 条によるものとし、変更額の計算方法は、次の式によるものとする。

変更額＝（本契約の工事と分割対象工事を併せた設計による諸経費）× {本契約の工事の諸経費 / （本契約の工事の諸経費＋分割対象工事の諸経費）} －本契約の工事の諸経費

13 支払条件

- (1) 前払金：有
- (2) 中間前払金又は部分払：有

14 その他

- (1) 工期は、事情により変更することがある。
- (2) 入札参加者は、本公告、春日井市建設工事等に係る電子入札取扱要領（平成 19 年 6 月 1 日施行）、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）利用規約（平成 18 年 9 月 6 日施行）、春日井市入札者心得書（平成 4 年 5 月 1 日施行）を遵守するものとする。
- (3) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者が営業停止処分を受けた場合において、営業停止期間中は、入札参加申込、入札等の営業活動はできないものとする。
- (4) 契約を締結するまでの間に、落札者が指名停止又はこれに準ずる措置を受けた場合、並びに「春日井市が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。この場合、春日井市は一切の損害賠償の責を負わない。

15 問い合わせ先

春日井市鳥居松町 5 丁目 44 番地

春日井市総務部総務課庶務担当（電話 0568-85-6067）

春日井市財政部管財契約課契約担当（電話 0568-85-6267）

春日井市上下水道部下水建設課工事担当（電話 0568-85-6356）

